

1. 本社組織の職務

変更前	変更後	備考
(1)社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者を含む。)から適宜報告を求め、「DM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。	(1)社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者を含む。)から適宜報告を求め、「DA-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。	マニュアル番号の改訂
(2)内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(内部監査室に限る。)	(2)内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(内部監査室に限る。)	変更なし
(3)福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。	(3)福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。	変更無し
(4)廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、 <u>運営総括部</u> 、プロジェクト計画部、廃炉資材調達センター、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(内部監査室を除く。)	(4)廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、 <u>廃炉推進室</u> 、プロジェクト計画部、 <u>廃炉工事設計センター</u> 、 <u>廃炉資材調達センター</u> 、 <u>原子力安全・統括部</u> 、 <u>原子力運営管理部</u> 、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(内部監査室を除く。)	組織の改廃を反映
(5)運営総括部は、 <u>管理責任者を補佐</u> し、福島第一廃炉推進カンパニーにおける <u>安全・品質の管理</u> 及び <u>要員の計画</u> 、 <u>管理</u> に関する業務を行う。	(5)廃炉推進室は、 <u>管理責任者を補佐</u> し、福島第一廃炉推進カンパニーにおける <u>要員の計画</u> 、 <u>管理</u> に関する業務を行う。 (9)原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける <u>安全・品質の管理</u> に関する業務を行う。 (10)原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の <u>運転に関する業務</u> (プロジェクト計画部所管業務を除く。)を行う。	<pre> graph LR A[運営総括部] --> B[廃炉推進室] A --> C[原子力安全・統括部] A --> D[原子力運営管理部] subgraph "＜原子力・立地本部＞" C D end B --- E["・管理責任者補佐、 要員の計画・管理"] C --- E D --- F["・安全・品質の管理"] D --- G["・運転に関する業務【追記】"] </pre>
(6)プロジェクト計画部は、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに実施計画の策定及び見直しに関する業務を行う。	(6)プロジェクト計画部は、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに実施計画の策定及び見直しに関する業務を行う。	変更無し
—	(7)廃炉工事設計センターは、廃炉・汚染水処理に関わる設備の設計管理に関する業務(プロジェクト計画部所管業務を除く。)を行う。	1Fから設計管理に関する業務を廃炉設計センターの業務として記載【追記】
(7)廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。	(8)廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。	変更無し
(8)原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。	(11)原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。	変更無し

2. 発電所組織の職務

【所長、廃炉管理部、総務部】

変更前	変更後	備考
(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。	(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。	変更無し
(2) 資材契約グループは、調達に関する業務を行う。	(6) 資材契約グループは、調達に関する業務を行う。	変更無し
(3) 業務システムグループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。	(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。	グループ変更
(4) プロジェクト計画・管理グループは、安全確保設備等(「安全確保設備等」の定義は第11条による。以下、本条において同じ。)のうち、廃炉プロジェクトの総括、要員管理及び予算・調達管理に関する業務を行う。	—	プロジェクトの総括・要員管理はプロジェクト計画部に、予算管理は1F予算Gに、調達管理は廃炉工事設計センターに移管
(5) プロジェクト運営推進グループは、安全確保設備等のうち、廃炉プロジェクトの工程・レイアウト管理に関する業務を行う。	(2) 工事基盤整備グループは、安全確保設備等(「安全確保設備等」の定義は第11条による。以下、本条において同じ。)のうち、廃炉プロジェクトの工程・レイアウト管理に関する業務を行う。	グループ変更
(36) 保全総括グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の設備診断(振動・赤外線等)及び点検結果の評価に関する業務を行う。	(3) 保全計画グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の設備診断(振動・赤外線等)、点検結果の評価及び原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。	業務を保全総括グループに集約
(74) 保全計画グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。	(5) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。	運営総括部(本社組織)解体に伴い、1Fの要員計画・管理を1Fに移管

【技術・品証】

変更前	変更後	備考
<p>(6) 技術グループは、原子力技術の総括及び原子炉安全の総括(安全評価を含む。)に関する業務を行う。</p> <p>(7) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(8) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 安全管理グループは、保安管理及び不適合管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 運転情報グループ(1~4号設備運転管理部)は、安全確保設備等(当直長(1~4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の運転に関する業務の支援及び情報連絡に関する業務を行う。</p> <p>(72) 運転情報グループ(5・6号運転管理部)は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務の支援、情報連絡に関する業務を行う。</p>	<p>(7) 技術グループは、原子力技術の総括並びに安全確保設備等(当直長(1~4号設備運転管理部)及び5・6号/共通設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の運転に関する業務の支援及び情報連絡に関する業務を行う。</p> <p>(8) 安全管理グループは、保安管理及び原子炉安全の総括(安全評価を含む。)に関する業務を行う。</p> <p>(9) 改善推進グループは、不適合管理及び改善活動全般に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質保証グループは、品質保証体系の総括、品質の管理及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p>	<p><技術・品質安全部></p> <p><技術・品質安全部></p> <p>技術G</p> <p>保安検査G</p> <p>品質保証G</p> <p>安全管理G</p> <p>品質管理G</p> <p><1~4号設備運転管理部></p> <p>運転情報G</p> <p><5/6号運転管理部></p> <p>運転情報G</p> <p>技術G</p> <p>安全管理G</p> <p>改善推進G</p> <p>品質保証G</p> <p>・原子力技術の総括 ・原子炉安全の総括</p> <p>・原子力保安検査</p> <p>・品質保証体系の総括</p> <p>・保安管理 ・不適合管理</p> <p>・品質の管理</p> <p>・運転に関する業務の支援及び情報連絡</p> <p>・運転に関する業務の支援及び情報連絡</p> <p>・改善活動【追記】</p>

【放射線管理・廃棄物管理】

変更前	変更後	備考
(11) 保安総括グループは、安全確保設備等のうち、放射線管理の総括、放射線防護に係る装備品の管理及び計測器の管理(環境モニタリンググループ、機械第二グループ、計装第一グループ及び計装第二グループが所管する業務を除く。)に関する業務を行う。	(14) 保安総括グループは、安全確保設備等のうち、放射線管理の総括、放射線防護に係る装備品の管理及び計測器の管理(環境モニタリンググループ、計装設備グループ及び冷却・監視設備計装グループが所管する業務を除く。)に関する業務を行う。	組織名の変更
(12) 放射線安全グループは、安全確保設備等のうち、出入管理及び放射線防護教育に関する業務を行う。	(15) 放射線安全グループは、安全確保設備等のうち、出入管理及び放射線防護教育に関する業務を行う。	変更なし
(13) 保健安全グループは、安全確保設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。	(16) 保健安全グループは、安全確保設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。	変更なし

福島第一廃炉推進カンパニーの組織変更 保安に関する職務の変更比較表

(14)放射線管理グループは、安全確保設備等の放射線管理に関する業務(作業環境改善グループ所管業務を除く。)を行う。	(18)放射線管理グループは、安全確保設備等の放射線管理に関する業務(作業環境改善グループ所管業務を除く。)を行う。	変更なし
(15)作業環境改善グループは、安全確保設備等のうち、構内施設(免震重要棟など)の放射線測定及び構内除染推進に関する業務を行う。	(17)作業環境改善グループは、安全確保設備等のうち、構内施設(免震重要棟など)の放射線測定及び構内除染推進に関する業務を行う。	変更なし
(16)環境モニタリンググループは、安全確保設備等のうち、環境化学、環境モニタリング及び廃棄物管理の総括、放射能・化学分析機器の管理、発電所内外の陸域・沖合海域のモニタリング(環境管理グループ所管業務を除く。)並びにモニタリングに関する設備の管理に関する業務を行う。	(19)環境モニタリンググループは、安全確保設備等のうち、環境化学、環境モニタリング及び廃棄物管理の総括、放射能・化学分析機器の管理、発電所内外の陸域・沖合海域のモニタリング(環境管理グループ所管業務を除く。)並びにモニタリングに関する設備の管理に関する業務を行う。	変更なし
(17)環境管理グループは、安全確保設備等のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理並びに発電所内外の海域(港湾内、沿岸)のモニタリングに関する業務を行う。	(20)環境管理グループは、安全確保設備等のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理並びに発電所内外の海域(港湾内、沿岸)のモニタリングに関する業務を行う。	変更なし
(18)分析評価グループは、安全確保設備等のうち、分析施設の運用管理、1～6号炉使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールの水質管理並びに分析・データ評価に関する業務を行う。	(21)分析評価グループは、安全確保設備等のうち、分析施設の運用管理、1～6号炉使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールの水質管理並びに分析・データ評価に関する業務を行う。	変更なし
(19)固体廃棄物管理グループは、安全確保設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理及び固体廃棄物貯蔵庫管理に関する業務を行う。	(22)固体廃棄物管理グループは、安全確保設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理及び固体廃棄物貯蔵庫管理に関する業務を行う。	変更なし
(20)廃棄物計画グループは、安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫類の一時保管施設及び減容施設に関する技術検討並びに当該廃棄物関連施設における廃棄物の処理計画及び運用方法の検討に関する業務を行う。また、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用管理に関する業務を行う。	(23)廃棄物計画グループは、安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫類の一時保管施設及び減容施設に関する技術検討並びに当該廃棄物関連施設における廃棄物の処理計画及び運用方法の検討に関する業務を行う。また、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用管理に関する業務を行う。	変更なし

【防災安全】

変更前	変更後	備考
(21)防災安全グループは、防災安全の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに、安全確保設備等の運用に関する業務を行う。	(12)防災安全グループは、防災安全の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。	変更なし
(22)防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務並びに、安全確保設備等の運用に関する業務を行う。	(13)防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。	変更なし
(23)原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	(11)原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	変更なし

【1～4号当直】

変更前	変更後	備考
(24)当直(1～4号設備運転管理部)は、安全確保設備等(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の運転、監視及び巡視点検に関する業務(運営設備グループ及び作業管理グループ(1～4号設備運転管理部)所管業務を除く。)を行う。	(24)当直(1～4号設備運転管理部)は、安全確保設備等(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の運転、監視及び巡視点検に関する業務(運営設備グループ及び作業管理グループ(1～4号設備運転管理部)所管業務を除く。)を行う。	変更なし
(25)運営総括グループは、安全確保設備等(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。	(25)運営総括グループは、安全確保設備等(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。	変更なし
(26)運営設備グループは、安全確保設備等(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の管理用消耗品の管理、委託・工事管理及び設備管理に関する業務を行う。	(26)運営設備グループは、安全確保設備等(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の管理用消耗品の管理、委託・工事管理及び設備管理に関する業務を行う。	変更なし
(27)作業管理グループ(1～4号設備運転管理部)は、安全確保設備等(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の運転に関する業務のうち、保守作業の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	(27)作業管理グループ(1～4号設備運転管理部)は、安全確保設備等(当直長(1～4号設備運転管理部)以外の各GMが運用する業務を除く。)の運転に関する業務のうち、保守作業の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	変更なし

【燃料・冷却】	【電気・計装】	
変更前	変更後	備考
<p>(29) 冷却第一グループは、安全確保設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(30) 冷却第二グループは、安全確保設備等のうち、窒素ガス封入設備の巡視点検及び保守管理並びに原子炉格納容器ガス管理設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 冷却第三グループは、安全確保設備等のうち、使用済燃料プール冷却設備の保守管理、消防車の運用、コンクリートポンプ車の運用、保守管理及び水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p> <p>(32) 冷却第四グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器の内部調査及び原子炉格納容器の補修に関する業務を行う。</p> <p>(33) 機械第一グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの工事及び安全確保設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</p>	<p>(28) 原子炉冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに窒素ガス封入設備の巡視点検及び保守管理並びに原子炉冷却用消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(29) 使用済燃料プール冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器ガス管理設備及び使用済燃料プール冷却設備の保守管理並びに使用済燃料プール用消防車及びコンクリートポンプ車の運用、保守管理並びに水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 燃料調査グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器の内部調査、原子炉格納容器の補修、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(31) 燃料設備グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの機械設備関係の工事に関する業務を行う。</p>	<p>< 冷却設備部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却第一G 冷却第二G 冷却第三G 冷却第四G <p>< 燃料対策・冷却設備部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却G 使用済燃料プール冷却G 燃料調査G 燃料設備G <p>< 機械設備部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 機械第一G <p>・原子炉注水設備、ほう酸水注入設備、消防車</p> <p>・窒素ガス封入設備</p> <p>・格納容器ガス管理設備</p> <p>・プール冷却設備</p> <p>・消防車、コンクリートポンプ車</p> <p>・水貯蔵タンク</p> <p>・原子炉格納容器内部調査、補修</p> <p>・原子炉建屋カバー(無人遠隔等)</p> <p>・原子炉冷却G</p> <p>・使用済燃料プール冷却G</p> <p>・燃料調査G</p> <p>・構内除染計画【追記】</p> <p>・燃料設備G</p> <p>・カバー機械設備関連【追記】</p>
<p>(35) 機械第三グループは、1～4号炉及び共用プールにおける燃料の管理(燃料グループ及び当直所管業務を除く。)に関する業務並びに共用プール設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(73) 燃料グループは、5号炉、6号炉及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における燃料の管理(機械第三グループ及び当直所管業務を除く。)に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</p>	<p>(32) 燃料管理グループは、1～6号炉使用済燃料プール、使用済燃料共用プール及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における燃料の管理並びに使用済燃料共用プール設備の復旧及び使用済燃料共用プール用消防車の運用に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</p>	<p>< 機械設備部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 機械第三G <p>< 5/6号運転管理部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料G <p>< 燃料対策・冷却設備部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料管理G <p>・1～4号燃料管理</p> <p>・共用プール設備、消防車</p> <p>・5/6号燃料管理</p> <p>・乾式キャスク燃料管理</p>
【電気・計装】		
変更前	変更後	備考
<p>(37) 電気第一グループは、安全確保設備等のうち、電気各グループの調達及び設備計画並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(38) 電気第二グループは、安全確保設備等のうち、電気設備(所内電源設備を除く。)の新設及び増設工事に関する業務を行う。</p> <p>(39) 電気第三グループは、安全確保設備等のうち、所内電源設備の新設及び増設工事に関する業務を行う。</p> <p>(40) 電気第四グループは、安全確保設備等の電気設備、免震重要棟電気設備室内の電気設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>(33) 電気設備保守グループは、安全確保設備等のうち、電気設備(電気機器グループ所管業務を除く。)及び免震重要棟電気設備室内の電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理並びに電気設備の設備計画に関する業務を行う。</p> <p>(34) 設備電源グループは、安全確保設備等のうち、設備電源の新設及び増設工事に関する業務を行う。</p> <p>(35) 所内電源グループは、安全確保設備等のうち、所内電源設備及び開閉所の新設並びに増設工事に関する業務を行う。</p> <p>(36) 配電・電路グループは、安全確保設備等のうち、構内配電線設備の新設、増設及び保守管理並びに電路設置に関する業務を行う。</p>	<p>< 電気・通信基盤部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 電気第一G 電気第二G 電気第三G 電気第四G <p>< 電気・通信基盤部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 電気設備保守G 設備電源G 所内電源G 配電・電路G <p>・設備計画</p> <p>・電源車</p> <p>・電源設備の新増設</p> <p>・所内電源設備</p> <p>・安全確保設備</p> <p>・免震重要棟</p> <p>・電気設備保守G</p> <p>・設備電源G</p> <p>・所内電源G</p> <p>・開閉所新増設【追記】</p> <p>・配電・電路G</p> <p>・構内配電線、電路設置【追記】</p>
<p>(41) 計装第一グループは、安全確保設備等のうち、集中遠隔監視等に係る計装設備に関する業務を行う。</p> <p>(42) 計装第二グループは、安全確保設備等のうち、冷却設備等に係る計装設備に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装第三グループは、安全確保設備等のうち、水処理設備等に係る計装設備に関する業務を行う。</p>	<p>(37) 冷却・監視設備計装グループは、安全確保設備等のうち、集中遠隔監視等に係る計装設備及び冷却設備等に係る計装設備に関する業務を行う。</p> <p>(38) 水処理・滞留水計装グループは、安全確保設備等のうち、水処理設備等に係る計装設備に関する業務を行う。</p>	<p>< 電気・通信基盤部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 計装第一G 計装第二G 計装第三G <p>< 電気・通信基盤部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却・監視設備計装G 水処理・滞留水計装G <p>・集中遠隔監視</p> <p>・冷却設備</p> <p>・水処理設備</p>
<p>(44) 通信システムグループは、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>(39) 通信システムグループは、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>変更なし</p>

【土木】

変更前	変更後	備考
(45) 土木第一グループは、構内共通土木設備及び5・6号炉(土木設備)の保守管理並びに廃炉に関わる土木関連業務を行う。	(54) 土木保全・総括グループは、構内共通土木設備及び5・6号炉(土木設備)の保守管理並びに廃炉に関わる土木関連業務を行う。	グループ名の変更
(46) 土木第二グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処分関連設備の設置及び保守管理並びに造成工事、構内除染作業に関する業務を行う。	(55) 廃棄物基盤グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処分関連設備の設置及び保守管理並びに造成工事、構内除染作業に関する業務を行う。	グループ名の変更
(47) 土木第三グループは、安全確保設備等のうち、海側汚染拡大防止対策及び5・6号炉海側設備に関わる土木工事に関する業務を行う。	(56) 港湾土木グループは、安全確保設備等のうち、海側汚染拡大防止対策及び5・6号炉海側設備に関わる土木工事に関する業務を行う。	グループ名の変更
(48) 土木第四グループは、安全確保設備等のうち、陸側汚染拡大防止対策及び既設トレンチの閉塞工事に関する業務を行う。	(57) トレンチ対策グループは、安全確保設備等のうち、トレンチの閉塞工事及び保守管理並びに陸側汚染拡大防止対策に関する業務を行う。	グループ名の変更、表現の見直し
(66) 水処理土木第一グループは、地下水等モニタリング及び評価並びに安全確保設備等のうち、地下水流入抑制設備の設置及び保守管理に関する業務並びに地下水ドレン集水設備(土木設備)の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。	(58) 地下水調査グループは、地下水等モニタリング及び評価並びに安全確保設備等のうち、地下水流入抑制設備の設置及び保守管理に関する業務並びに地下水ドレン集水設備(土木設備)の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。	業務を移管、グループ名の変更
(67) 水処理土木第二グループは、安全確保設備等のうち、凍土遮水壁(土木設備)の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。		
(68) 水処理土木第三グループは、安全確保設備等のうち、タンク(土木設備)の設置、運用及び保守管理並びに地下貯水槽の保守管理に関する業務を行う。	(59) 貯留設備土木グループは、安全確保設備等のうち、タンク(土木設備)の設置、運用及び保守管理並びに地下貯水槽の保守管理に関する業務を行う。	グループ名の変更

【建築】

変更前	変更後	備考
<p>(49) 建築第一グループは、安全確保設備等のうち、建築工事のプロジェクト管理及び3号炉原子炉建屋カバー・コンテナ(機械第一グループ所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(50) 建築第二グループは、安全確保設備等のうち、1号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナ(機械第一グループ所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(51) 建築第三グループは、安全確保設備等のうち、サブドレン集水設備の保守管理に関する業務並びに建屋地下水対策及び建屋津波対策に関する業務を行う。</p> <p>(52) 建築第四グループは、安全確保設備等のうち、建屋内瓦礫運搬及び建屋内除染(機械第一グループ所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(53) 建築第五グループは、安全確保設備等のうち、運用補助共用施設及び敷地内における建物の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(54) 建築第六グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、各建屋及び免震重要棟(電気第四グループ所管業務を除く。)の電気設備に関する業務を行う。</p> <p>(55) 建築第七グループは、入退域管理施設等の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(56) 建築第八グループは、安全確保設備等のうち、2号炉原子炉建屋カバー・コンテナ(機械第一グループ所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p>	<p>(60) 建築保全・総括グループは、安全確保設備等のうち、1～4号炉を除く建屋・建築設備の点検・保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(61) 1号機建築グループは、安全確保設備等のうち、1号炉原子炉建屋カバー・コンテナ(燃料設備グループ所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(62) 2号機建築グループは、安全確保設備等のうち、2号炉原子炉建屋カバー・コンテナ(燃料設備グループ所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(63) 3号機建築グループは、安全確保設備等のうち、3号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナ(燃料設備グループ所管業務を除く。)に関する業務並びに建屋内瓦礫運搬に関する業務を行う。</p> <p>(64) 建築水対策グループは、安全確保設備等のうち、サブドレン集水設備の保守管理に関する業務並びに建屋地下水対策及び建屋津波対策に関する業務を行う。</p> <p>(65) 建築廃棄物対策グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処理保管関連建屋工事及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(66) 建築総合工事グループは、安全確保設備等のうち、他のグループに属さない建屋の建設及び既存建屋の復旧工事並びに5・6号炉に係る建屋の整備に関する業務を行う。</p>	<p>各Gに分散</p> <p>建築第一G ・プロジェクト管理 ・3号カバー</p> <p>建築第二G ・1,4号カバー</p> <p>建築第三G ・サブドレン、建屋地下水対策・津波対策</p> <p>建築第四G ・瓦礫運搬</p> <p>建築第五G ・運用補助共用施設 敷地内建物保守管理</p> <p>建築第六G ・5/6号、免震棟 電気設備</p> <p>建築第七G ・入退域管理施設等</p> <p>建築第八G ・2uカバー</p> <p>建築保全・総括G</p> <p>1号機建築G</p> <p>2号機建築G</p> <p>3号機建築G</p> <p>建築水対策G</p> <p>建築廃棄物対策G ・廃棄物関連建屋【追記】</p> <p>建築総合工事G ・その他建屋【追記】</p>

【水処理】

変更前	変更後	備考
(57) 当直(水処理運営部)は、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等(汚染水処理設備、貯留設備及び関連設備)及びサブドレン他水処理施設(土木設備を除く。)の運転、監視及び巡視点検に関する業務を行う。	(47) 当直(水処理運転管理部)は、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等(汚染水処理設備、貯留設備及び関連設備)及びサブドレン他水処理施設(土木設備を除く。)の運転、監視及び巡視点検に関する業務を行う。	グループ名変更
(58) 水処理運営グループは、水処理運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。	(48) 水処理運営グループは、水処理運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。	変更なし
(59) 水処理計画グループは、安全確保設備等のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の計画に関する業務を行う。	(49) 水処理計画グループは、安全確保設備等のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の計画に関する業務を行う。	変更無し
(60) 水処理作業管理グループは、安全確保設備等(当直(水処理運営部)が運用する業務)の運転に関する業務のうち、保守作業の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	(50) 水処理作業管理グループは、安全確保設備等(当直(水処理運転管理部)が運用する業務)の運転に関する業務のうち、保守作業の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	グループ名変更
(61) 設備革新グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵及び廃棄物貯蔵施設の建設に関する業務を行う。	(52) 処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵及び廃棄物貯蔵施設の建設並びに汚染水処理設備の保守管理に関する業務を行う。	業務の移管、グループ名変更
(64) 処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備の保守管理に関する業務を行う。	(51) 地下水対策グループは、安全確保設備等のうち、滞留水移送装置の保守管理並びにサブドレン他水処理施設(土木・建築設備を除く。)の設置及び保守管理並びに凍土遮水壁(機械設備)の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。	業務の移管、グループ名変更
(62) 地下水対策グループは、安全確保設備等のうち、サブドレン他水処理施設(土木・建築設備を除く。)の設置及び保守管理並びに凍土遮水壁(機械設備)の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。	(53) 貯留設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等の貯留設備の建設及び保守管理に関する業務を行う。	変更なし
(63) 移送設備グループは、安全確保設備等のうち、滞留水移送装置の保守管理に関する業務を行う。		

【5/6号、共通設備】

変更前	変更後	備考
(69) 当直(5・6号運転管理部)は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務(運営グループ及び作業管理グループ(5・6号運転管理部)所管業務を除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う。	(40) 当直(5・6号/共通設備運転管理部)は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務(運営グループ及び作業管理グループ(5・6号/共通設備運転管理部)所管業務を除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う。	組織名の変更
(70) 運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務(当直所管業務を除く。)並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。	(41) 運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務(当直所管業務を除く。)並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。	変更なし
(71) 作業管理グループ(5・6号運転管理部)は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	(42) 作業管理グループ(5・6号/共通設備運転管理部)は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	組織名の変更
(75) タービングループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(43) 機械グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち機械設備に係る保守管理並びに5・6号炉冷却用及び使用済燃料プール用消防車の運用に関する業務を行う。	業務の移管、グループ名の変更
(76) 原子炉グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、所内共通ディーゼル発電設備(機械設備)の保守管理に関する業務を行う。		
(34) 機械第二グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備の保守管理に関する業務を行う。	(44) 廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。	<p><機械設備部></p> <p>機械第二G → 共用プール、雑固焼却設備 → 廃棄物設備G</p>
(77) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(45) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理施設、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。	<p><電気・通信基盤部></p> <p>電気機器G → 5/6号電気設備 → 電気機器G</p>
(78) 計測制御グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務並びに、安全確保設備等の運用に関する業務を行う。	(46) 計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理施設、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。	<p>計測設備G → 5/6号計装設備 → 計装設備G</p>

3.各職位の役割

変更前	変更後	備考
<p>(1) 本社各部長（廃炉資材調達センター所長及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p>	<p>(1) 本社各部長（<u>廃炉推進室長</u>、<u>廃炉工事設計センター所長</u>、<u>廃炉資材調達センター所長</u>及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p>	<p>組織の改廃を反映</p>
<p>(2) ユニット所長（廃炉技術統括）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。 (3) ユニット所長（水処理統括）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。 (4) ユニット所長（5・6号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p>	<p>(2) ユニット所長（放射線・環境統括）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。 (3) ユニット所長（廃炉設備統括）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。 (4) ユニット所長（5・6号/共通設備統括）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。 (5) ユニット所長（水処理設備統括）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。 (6) ユニット所長（土木建築設備統括）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p>	
<p>(5) 発電所各部長（<u>プロジェクト統括管理センター所長</u>を含む。）は、第4条の定めのとおり、当該部（<u>プロジェクト統括管理センター</u>を含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。</p>	<p>(7) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p>	<p>プロジェクト統括管理センターの廃止</p>
<p>(6) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p>	<p>(8) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(7) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(9) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>変更なし</p>